平成２６年（フ）第２７５号
新潟市西区寺地263番地１
債務者　藤田　英子
１　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６９号
新潟市中央区大島64番地16
債務者　長谷川　淳
１　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１７号
山梨県笛吹市石和町四日市場1505　コーポフルヤ103、住民票上の住所山梨県笛吹市石和町四日市場863番地４　サンライズハイツＣ―101号
債務者　鈴木　衛輔
１　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３２号
山梨県南アルプス市小笠原876番地６
債務者　山田　真理（旧姓春田）
１　決定年月日時　平成26年10月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
山梨県甲府市住吉２丁目１番７号　住吉住宅５号室
債務者　浅原　有紀（旧姓大森）
１　決定年月日時　平成26年10月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８０号
長野県松本市横田３丁目８番26号
債務者　宮下　清子
１　決定年月日時　平成26年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２９７号
岐阜市岩崎833番地１　シャンポール神谷２棟２号室
債務者　工藤　紀子（旧姓坂田）
１　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３７号
岐阜県可児市川合2793番地92
債務者　山本　良子
１　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１８号
静岡県賀茂郡河津町縄地571番地
債務者　山本　成美
１　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第９１４号
名古屋市千種区神田町31番11号　グローリー・サン１Ａ号
債務者　安岡　容子
１　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４２５号
愛知県春日井市林島町83番地３　ブリーゼ201号
債務者　百瀬　和門
１　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３９号
三重県鈴鹿市東旭が丘２丁目15番１号　サンマンションアトレ旭が丘Ⅲ番館103号
債務者　飯田　和美
１　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４３号
三重県松阪市嬉野中川町1527番地27
債務者　荒木志保子
１　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４７号
三重県津市白塚町1915番地１
債務者　中村　安彦
１　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３０号
兵庫県伊丹市緑ケ丘１丁目199番地の２、前住所兵庫県伊丹市瑞穂町３丁目９番地　トニーハウス501号
債務者　滑田　利行
１　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３６９号
兵庫県加古郡播磨町西野添２丁目３番38号　ブリーザ103号
債務者　大西　雅弥
１　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２４６号
奈良市西九条町３丁目12番地の９
債務者　石本　和美
１　決定年月日時　平成26年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
奈良地方裁判所